

“子どもの権利”としての意見表明・ 参加を語り合おう！

◇ 君は、自分のことを自分で決めていますか？

＜でも、親や先生の期待に応えねば・・・＞

◇ 君は、社会に発言したいと思ったことはありませんか？

＜でも、おとなに操られるからダメって言われそう・・・＞

2025年11月30日

喜多 明人（早稲田大学名誉教授）

千葉県こどもの権利の啓発のためのシンポジウム（2025年11月30日）

講演用資料一覧

喜多 明人（早稲田大学名誉教授）

1 こども基本法の誕生によって子ども政策が大転換！

資料1 こども基本法 抜粋

資料2 千葉県「子どもの権利ノート」 抜粋

資料3 こども大綱 抜粋

資料4 こどもの居場所づくりに関する指針 抜粋

2 自己決定主体として、子どもを励ます

資料5 千葉市こども若者基本条例 抜粋

資料6 高校生の訴え

3 社会参画主体として、子どもを支える

資料7 学生たちの自己肯定感調査

資料8 千代田区「生徒会サミット」から

資料9 参加の梯子（ロジャー・ハート）

資料10 「うずうず虫」とは（ポプラ社版）

資料11 人間としての生来的欲求としての参加意欲

資料12 おとなの新しい力を伸ばす

（目的）

第1条

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、.....中略.....こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第3条 中略

- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第15条

国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

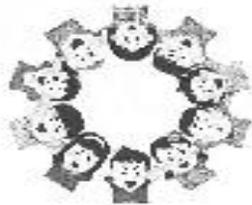
資料2 子どもの権利のノート

資料2

子どもの権利ノート

みんなの権利を守る

みんなで守る「子どもの権利条約」



令和3年4月
千葉県

「子どもの権利条約」って
なにをいっているのかな？

世界中の全ての子どもたちもっている
権利についてまとめた条約です。
この条約では、子どもにも大人と同じく、
ひとりの人間としてもっている権利を定め
ています。

私（子ども）たちには、どんな権利があるの？

この条約は、大きく分けて、次の4つの
子どもの権利を守るように定めています。

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利

①

生きる権利

- 命が守られ、安全に安心して暮らせること
- 病気や怪我の時に、病院等で手当てを受けることができること。



育つ権利

- 教育を受けられること
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽しめること
- 寝たときに、休むことができること
- 失敗しても何度でもやり直せること



④

守られる権利

- 一人ひとりのちがいをみとめ、ありのままの自分が大切にされること
- 虐待、いじめ、体罰、偏見、差別などから守られること
- つらく困ったときには、安心して相談できること
- 体や心が傷ついたとき、回復するまで手当てをしてもらえること



⑤

参加する権利

- 自分の意見を大切に受け止められること
- みんなで話し合っって決めること
- 考えや感じたことを自由に表現できること
- 仲間と社会の活動に参加できること
- 社会の一員として、子どもの立場で意見を言えること



⑥

みんなの権利を守るために、いろいろな場所があります。

- ◆子ども支援のサポートセンター
0120-415-446
- ◆24時間子供SOSダイヤル
0120-0-73810
- ◆ヤング・テレホン(千葉県若狭少年センター)
0120-782-407
- ◆子ども権利の盾
0120-007-110
- ◆千葉いのちの電話
043-227-3900
- ◆きょうだいサポートセンター
0120-89-7777
- ◆よりよいホットライン
0120-278-339
- ◆児童相談所連絡ダイヤル
189 (119) にあそび
- ◆千葉県児童福祉センターの相談電話
043-306-3951 (9時～16時)



⑧

資料3 こども大綱（*）抜粋

2023年12月閣議決定

* こども基本法17条にもとづく基本的な子ども政策文書)

「こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。」（9ページ）

「こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成が欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。」（10ページ）

「こどもの権利条約を誠実に遵守するとともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解・・・を踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する」（14ページ）

その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。

居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所をつくること（居場所づくり）とは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所と感じることと、居場所づくりには隔たりが生じ得る。こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要である。

こども・若者が居場所と感じる場が「こどもの居場所」になるとすれば、居場所づくりを進める上で重要なのは、こども・若者の意見を聴き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所をつくっていくことである。

資料5 千葉市こども・若者基本条例 抄録

2024年12月13日公布・施行（千葉市条例第14号）

（こどもの権利に関する基本的事項）

第11条 前略

3 こどもの権利について、おとなはもちろんのこと、当事者であるこども自身も理解を深めることが重要であり、市は、そのための取組を行わなければなりません。

（自分に関することを自分で決める権利）

第15条 こどもには、自分に関することを自分で決める権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- （1）自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言を受けることができること。
- （2）自分に関することを決めるために、必要な情報を得ることができること。
- （3）自分の意思に反することを、合理的な理由がなく、強制されないこと。

資料6 宮城の高校生からおとなの皆さんへ

子どもの権利:条約フォーラム2010inみやぎ 分科会配布資料 (2010年11月14日 仙台市)

今の中高生は、学校の中で『すべきことに気づき、それに応える』という振る舞い方に慣れすぎています。だから『自分で好きにしてもいいよ』と言われるとどうしていいかわからず困ってしまいます。そんな状態の子どもを引っ張り出して、「さあ何でもいいからあなたのしたいことをしなさい」と言われても、私たち高校生には助けになるどころか苦痛でしかない、というのが私たちの正直な思いでした。

当時宮城で機会を与えたのに『乗ってこなかった』というおとなからの批判はずいぶんありました。でもそう言われる私たちにも言い分があって、それがきちんと伝わっていないのが私たちにはつらい。それをきちんと知ってもらいたい、というのがこの企画に至った私たちの思いです。

資料7 早稲田大学学生の自己肯定感等の意識調査結果について 2020年2月1日 喜多明人

問1 私は、自分自身に満足している	82名 (56, 6%)
問2 自分には長所があると感じる	124名 (85, 9%)
問3 自分の親など周りから愛されている (大切にされている) と思う	139名 (95, 9%)
問4 自分の考えを相手にはっきり伝えることができる	103名 (71, 0%)
問5 生きているのがめんどろと思ったことがある	81名 (55, 9%)
問6 大学入学後、やってみたいことがあまり見つからない	65名 (44, 8%)
問7 小学生時代に、夢中になって遊ぶことができた	123名 (84, 8%)
問8 放課後の習い事、塾に行くのは当たり前だと思う	57名 (39, 3%)
問9 いますぐに世の中から消えることができるのなら消えたい	29名 (20, 0%)
問10 将来、やってみたい夢がある	92名 (63, 4%)

資料8 千代田区「生徒サミット」(2023年7月24日開催)

2025年2月20日千代田区・教育政策担当課作成
「子ども等の意見の政策反映について」所収

生徒会サミットとは

区立中学生徒会が学校生活のこと等の身近なテーマについて話し合い、大人に提言する取組(以下、略)

子ども政策(子ども・若者の意見の政策反映事業)に対して、子ども等の意見反映を行う。

令和7年度取組「知りたい、伝えたい、ちよだのこと」調査の実施

【課題1】区では様々な子ども・教育政策を行っている。しかし生徒会サミット(R5, 7, 24)で確認した校内とりまとめ意見は、以下のとおりであった。

Q1 千代田区政について知っていることがあるか

: 「ない」95%(麴町中・九段中等)

Q2 区政に意見したいことがあるか

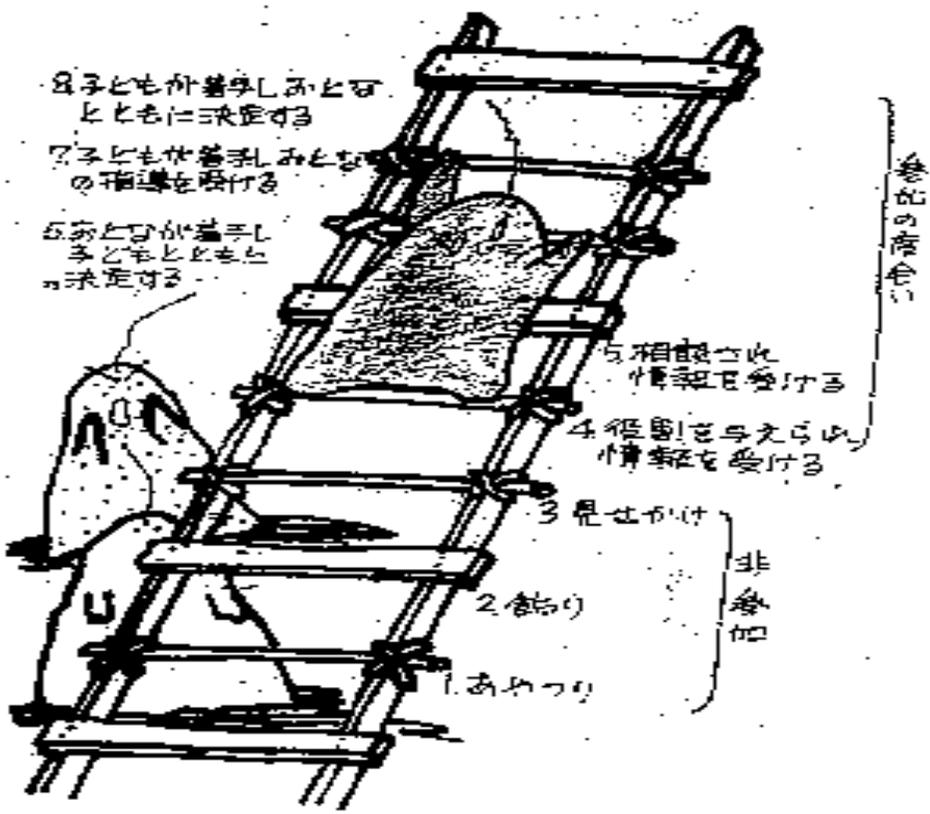
: 「ない」90%(麴町中・神田一橋中)

→上記の結果になった理由の分析、改善策の検討が必要【*】

(以下、略)

活かそう！子どもの権利条約 喜多明人 ポプラ社

参加のはしご



資料10 子どもの中のウズウズ虫が動き出す *参加のはしごを登るうずうず虫

本当は、なにか、やりがいのあることを自分の力でやってみたい。けれど、その一歩が踏み出せない。きみの体の中には、動きたい、活動したい、生きている充実感をえたい、という虫がうずうずしているのだけれど、それを行動にすることができない。このうずうず虫は、きみが人間らしく生きていくための大切な虫だ。

この虫は、小学校や中学校などでいろいろな勉強を通して大きくなってきた。きみが一生懸命獲得してきた知識、情報、教養、能力はこの虫の栄養源であり、社会で活動してこそ意味を持つ。.....そんな目的をもって学んだはずの知識や教養、能力を試験以外で使う機会もなく、ただひたすら、ため込んでいただけでは体に悪いのはあたりまえだ。“うずうず虫”はそんなときに発生する。

(拙著『活かそう！子どもの権利条約』ポプラ社、1997、57ページ)

資料11 人間の本来的な欲求としての参加意欲（世界子供白書2003「なぜ、いま参加なのか」より

なぜならば、もはや参加に関心を向ける以外の選択肢はないからである。

参加したいという意欲は、すべての人間に生まれながらに備わっている。

その意欲は、新たに生まれたすべての赤ん坊のなかにあっ て発揮されるのを待ち構えており、今日の世界に存在する20億人の子どもたちひとりひとりのなかにあっ て、外からの刺激を待っているのである。その意欲が尊重されも育まれもせず、子どもたちがおとなによって排除、あるいは、無視されれば、子どもがコミュニティに貢献できる可能性は損なわれる。そういう子どもたちは、自分が取り扱われたのと同じやり方で、すなわち社会から見捨てられた存在として行動し、エネルギーや創造性を下位文化のほうに向けて、よくまとまった社会の創造には用いなくなる可能性が高い。

資料12 おとなの力を伸ばしていく（世界子供白書2003年版2ページから）

世代によって、立ち向かわなければならない課題は変わっていく。子どもたちに、そして子どもたちの意見に耳を傾けることは、私たちの世代が直面している課題のひとつである。今年の世界子供白書は、こうした点に関するおとなの責任に焦点を当てている。すなわち、子どもたちに意見を求め、それを真剣に考慮する責任と、子どもが世界に正統かつ意味のある形で参加する力を伸ばせるよう、その手助けをする責任である。そのためには、おとな自身が新しい力を伸ばしていかなければならない。私たちは、子どもや若者の意見を効果的に引き出す方法、彼らの多様な声やさまざまな自己表現のしかたを認識する方法、そして彼らのメッセージを、それが言葉によるものであるかそうでないかを問わず、解釈する方法を学ばなければならない。私たちはさらに、子どもと若者の意見に耳が傾けられ、正当に考慮される機会と、時間と、安心できる空間を確保しなければならない。そして、子どもや若者のメッセージと意見に適切な形で応える能力を伸ばしていかなければならない。